

次世代作物開発研究センター放射線育種場依頼照射要領

(目的)

第1条 この要領は、次世代作物開発研究センター（以下「作物開発センター」という。）が依頼を受けて行う農作物等に対する放射線の照射（以下「依頼照射」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(依頼照射を行う場所)

第2条 作物開発センターが行う依頼照射は、作物開発センター放射線育種場（以下「放射線育種場」という。）において行うものとする。

(依頼照射の申請)

第3条 依頼照射は、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的としたものでなければならない。

- 2 依頼照射をしようとする者（以下「依頼者」という。）は、別紙様式1の照射依頼書を、照射を受けようとする1か月前までに、作物開発センター放射線育種場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該期間経過後においても提出することができる。
- 3 場長は、依頼照射のあった試料が新たに線量反応を明らかにする必要がある新規作物等で場長が適当と認めたときは、別に定める線量による照射（以下「協力依頼照射」という。）を行うものとする。この場合において、依頼者は試料の提供と調査を分担し協力しなければならないものとし、その成果は放射線育種場と共有するものとする。
- 4 場長は、照射依頼書を受理したときは、依頼に応ずるかどうかを決定し、その旨を依頼者に通知するものとする。
- 5 場長は、依頼照射を応諾した場合は、所長に報告するものとする。

(照射依頼の変更及び中止の申請)

第4条 場長は、応諾後、依頼者からやむを得ない理由により照射試料の変更の申出があった場合又は照射の中止の申出があった場合は、変更又は中止に応ずるかどうかを決定し、その旨を依頼者に通知するものとする。

- 2 場長は、前項の変更及び中止を応諾した場合は、所長に報告するものとする。

(照射依頼の拒絶)

第5条 場長は、照射を行うことができない場合又は照射を行う必要がないと認める場合は、依頼に応じないことができる。

(照射料)

第6条 照射料は、別表第1により重量ごとに、照射試料1作物、1品種（系統を含む。）、1線量当たり各1件とし算出するものとする。

2 依頼者が国および農研機構の研究センター等である場合には、照射料を無料とする。

3 協力依頼照射に係る照射料は無料とする。

4 依頼者は、照射料を作物開発センターが発行する請求書を受理した後、作物開発センターの指定する銀行口座へ振込みにより納付しなければならない。また、第4条第1項の規定により、照射試料の変更により照射料が増加する場合は、改めて作物開発センターが発行する請求書により納付しなければならない。

5 作物開発センターは、第4条第1項の規定により、照射試料の変更又は照射の中止により照射料が減少する場合で、既に照射料の納付が完了しているときは、その相当額を依頼者に返還するものとする。

6 外国の依頼者が外国送金で支払を希望する場合の取扱いは、別に定める。

7 照射料の単価は毎年度見直しを行い、5%以上の増減がある場合は改定するものとする。

（照射試料の提出）

第7条 依頼者は、第3条第4項の規定により照射の依頼に応ずる通知を受けた場合は、場長の指定する日までに照射試料を放射線育種場に提出しなければならない。

（照射及び照射試料の管理）

第8条 照射は、依頼者の依頼内容に従い、場長が定める方法によって行うものとする。

2 照射試料は、場長が依頼者の依頼によって管理する。

3 場長は、前項の規定にかかわらず、その管理に特別の注意又は費用を要する照射試料については、依頼者をして管理させることができる。なお、依頼者が特に自ら管理する旨を申し出た場合も、同様とする。

4 前項の規定により依頼者が照射試料の管理をする場合には、依頼者は、場長の指示に従わなければならない。

（照射の中止）

第9条 場長は、照射業務の遂行に支障又は困難な事態が発生したため照射を続けることができなくなった場合又は照射を続ける必要がないと認めた場合は、照射を中止することができるものとする。

2 場長は、前項の規定により照射を中止したときは、遅滞なく、依頼者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により照射を中止したときであっても、第6条第4項により納付された照射料は返還しない。

（照射試料の引取り）

第10条 場長は、照射終了後、遅滞なく、別紙様式2により依頼者に通知し、照射試料を依頼者に返還するものとする。

2 前項の試料の返還に要する費用は、依頼者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 放射線育種場は、第8条第2項の規定による照射試料の管理について、故意又は重大な過失による場合を除き、照射試料の滅失又はき損をしたときは、その損害賠償の責めを負わない。

(照射結果の報告)

第12条 依頼者は、照射の効果について、その効果の良否にかかわらず、照射終了後1年以内に別紙様式3の照射の効果に関する報告書(以下「報告書」という。)を場長に提出しなければならない。なお、それ以降に突然変異体が確認された場合も同様に提出しなければならない。

2 場長は、報告書の提出が遅延している場合は、依頼者に対し、督促するものとする。

3 依頼者は、本照射試料から品種登録を予定する場合には、遅滞なく、場長に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、依頼照射に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成29年3月23日 28作物第1215003号)

この要領は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

この要領は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表第1（第6条関係）

照射試料の種類	重 量	照 射 料
食用作物球根類	15キログラム当たり	
非食用作物球根類	8キログラム当たり	
大粒種子	2キログラム当たり	
小粒種子	0.5キログラム当たり	7,200円
穂木、挿苗、鉢植え物	8キログラム当たり	
培養体	2キログラム当たり	
動物 （動物実験等実施規程（平成23年4月1日付23規程第122号）第2条第二号に定める実験動物は除く）	2キログラム当たり	

（注）

- 1 「食用作物球根類」とは、たまねぎ、さつまいも、その他食用に供される作物の球根類をいい、「非食用作物球根類」とは、食用作物球根類以外の球根類をいう。
- 2 「大粒種子」とは、100粒重が50グラム以上の種子をいい、「小粒種子」とは、100粒重が50グラム未満の種子並びに孢子及び花粉類をいう。
- 3 「穂木、挿苗」とは、非食用作物球根類に準ずる。
- 4 「培養体」とは、培養カルス、細胞、増殖体等をいい、培養容器及び培地を含む重量とする。
- 5 「動物」への照射は農業上の利用が目的であるものに限る。

別紙様式1 (第3条関係)

照射依頼書

年 月 日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構次世代作物開発研究センター放射線育種場長 殿

住 所 〒

氏名又は名称

印

下記のとおり照射を依頼します。

記

- 1 照射試料 (1) 作物名等
(2) 品種名等
(3) 形状
(4) 数量
(5) 総重量 (g、kg)
- 2 照射目的 (研究課題等)
- 3 照射方法
(1) 総線量 Gy
(2) 線量率 Gy/h
(3) 照射年月日 年 月 日頃
- 4 管理上の希望
- 5 照射しようとする試料に適用される関係法令及び当該規定に基づく措置が適切であることを証明する資料の有無
 有 (適用法令等:)
 無
- 6 研究担当者等
住 所 〒
機 関 名
氏 名
(Tel - -) (Fax - -)
(E-mail)

※ 該当する□にレ印を記入すること。

※ 5に該当がある場合は資料(関係法令、法人内の規程等)を必ず添付すること。

照射済通知書

受入番号 ー
年 月 日

殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
次世代作物開発研究センター放射線育種場長 印

年 月 日付け照射依頼の試料について、下記の条件で照射しましたので
通知します。

記

- 1 照射年月日 年 月 日～ 年 月 日
- 2 照射施設(線源)
- 3 総線量・線量率
- 4 照射試料・形状
- 5 研究担当者及び研究課題等
- 6 その他

照射した試料について、照射の効果に関する報告書(第12条)を提出願います。

「順守事項」

- 1 報告書は、効果の良否に関わらず別紙様式第3により、照射済後1年以内に必ず提出願います。また、それ以降に突然変異体が確認された場合にも必ず提出願います。
- 2 本照射試料から品種登録を予定する場合は、遅滞なく、放射線育種場長に報告願います。

(報告書送付先)

〒319-2293

茨城県常陸大宮市上村田2425 大宮郵便局私書箱3号

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構次世代作物開発研究センター放射線育種場

TEL 0295-52-1138 Fax 0295-53-1075

照射の効果に関する報告書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

次世代作物開発研究センター放射線育種場長 殿

（報告者）

住 所 〒

氏名又は名称

印

下記の照射試料に関する結果が得られたので、報告します。

記

- 1 受入番号： 照射施設：
総線量・線量率：
- 2 照射年月日：
- 3 作物名等（通称）： 品種名等： 試料の形態：
- 4 試料管理の概要（栽培管理の方法）
- 5 成績

品種名等	各線量区 及び 無照射区	植付数	発芽率	障害、その他の変化

（注）植付数、発芽率は該当する他の適当な項目に置き換えてもよい。

- 6 放射線照射の効果（管理方法及び成績に基づき概述する。）
（例：小型化しているが、特に生育異常は見られない。）
- 7 試料の今後の利用方法（管理方法、選抜方法等）
（例：全個体を収穫し、個体毎に脱穀する。）
- 8 その他